

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による平成28年7月15日付け大規模小売店舗の新設の届出について、法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成28年12月14日

京都市長 門 川 大 作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）京都山科商業施設計画

京都市山科区栂辻東漬10番1

2 主な意見の概要

- （1）北方向からの来店車両が駐車場へ右折入庫する、バイクが歩道を走る等の懸念される問題に対する対策が不十分である。
- （2）周辺がマンションと病院で、騒音対策ができない立地であり、騒音被害が起きたら住みにくくなる。計画が地域に相応しくない。
- （3）この地域は暴走族等の問題が多く発生しており、このような客層を深夜まで呼び込むような店舗は、地域のまちづくりの理念に沿わない。

3 縦覧場所、期間及び時間

（1）縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

（2）期間

平成28年12月14日（水）から平成29年1月16日（月）まで（京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。）

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお、上記2の意見の概要は、法第4条第2項の規定による大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。

(産業観光局商工部商業振興課)